

「第7期町田市介護保険事業計画」のよくあるご質問(Q&A)

第1章 計画の策定にあたって		
項番	質問	回答
1	p.6「パブリックコメント」の意見の傾向は。また、計画にどのように反映したか。	パブリックコメントでは、介護保険料の増額への反対や、低所得者への負担軽減を求めのご意見等を多くいただきました。 また、「介護保険サービスの質の向上と適正化」につきまして、介護人材の育成や介護サービスの改善などに関するご意見を、計6件いただきました。 パブリックコメントにていただいたご意見は、計画策定や、今後の施策展開の参考とさせていただいております。

第2章 現状と課題		
項番	質問	回答
2	人口はどのように推計したのか。	「町田市将来人口推計」(2015年1月1日の住民基本台帳を基準人口とした推計)における5年ごとの人口推計をもとに、各年の推計人口について線形補完により算出しています。
3	p.13「生活機能の低下が見られる人」とは何か。	市民ニーズ調査の中に、厚生労働省の示す基本チェックリスト項目を含めて調査しています。該当項目の回答による生活機能判定結果により、機能全般の低下が見られる人を抽出し算出しています。

項番	質問	回答
4	p.20「町田市介護予防・日常生活支援総合事業」とは何か。	<p>2017年4月から開始した事業で、大きく分けて2つの事業で構成しています。</p> <p>1点目は、「介護予防・生活支援サービス事業」です。対象者は要支援認定を受けた方または要支援者に相当する状態の方です。町田市では、従来の介護保険事業所による訪問型サービスと通所型サービスに加え、新たに3つのサービスが加わりました。1つ目が、人員配置基準等を緩和した「市基準型サービス」、2つ目が、地域住民主体による「地域活動団体型サービス」、3つ目が、作業療法士等の専門職が3ヶ月程度の短期間に集中的に関わる「短期集中型サービス」です。</p> <p>2点目は、「一般介護予防事業」です。対象者は65歳以上の全ての高齢者で、従来から実施している「介護予防普及啓発事業」や「介護予防活動支援事業」のほか、新たなサービスとして、理学療法士等の専門職が地域の団体を支援する「地域リハビリテーション活動支援事業」があります。(町田を元気にするトレーニング通称「町トレ」)</p>
5	p.27「第7期に反映すべき課題」に定期巡回・随時対応型訪問介護看護、(看護)小規模多機能型居宅介護の「募集方法を再検討する必要があります」と記載されているが、どのような方法を検討しているか。	<p>公募スケジュールについて、選定された事業者が工事期間を十分に確保できるよう、計画期間3カ年分を計画初年度にまとめて公募することとし、2020年度末までに開設することを条件としました。</p> <p>また、市内の小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、計6施設(2018年4月1日時点)のうち、4施設が認知症高齢者グループホームとの併設であり、参入希望事業者等には併設での運営を希望する声もあることから、認知症高齢者グループホームとの併設による整備も想定した公募となるよう整備計画へ反映しました。</p>

第3章 計画の基本目標と基本施策		
項番	質問	回答
6	p.51「地域活動型団体型サービス」とは何か。	地域の助け合いの関係をもとに、住民が主体となって立ち上げたグループが運営し、提供するサービスです。登録団体の主な活動内容は、体操、ヨガ、ウォーキングといった身体を動かすものや、カラオケ、ビリヤードといった趣味活動、茶話会など多岐にわたっており、介護予防に資する活動を幅広く対象としております。
7	p.52「介護予防ケアマネジメント」とは何か。	町田市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)は、要支援者及び事業対象者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、第1号訪問事業(訪問型サービス)、第1号通所型サービス(通所型サービス)、ほか一般介護予防事業も含め、その人の状況にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業です。
8	p.74「介護人材開発事業」とは具体的に何か。	介護人材開発事業とは、介護従事者、日常生活において介護の知識を必要とする市民、その他の介護サービスに関係する者に対して、介護従事者の確保に関する事業、介護従事者の育成に関する事業、介護従事者に対する就労の継続を支援する事業です。
9	p.77「福祉サービス第三者評価」とは何か。	福祉サービスの事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から事業者を評価するものです。 福祉サービス第三者評価制度では、「自分の利用したい事業所の特徴はどのようなことか」、「サービスの質はどのような状態にあるのか」など、利用者の皆様がサービスを選択する際の目安となったり、事業所の内容を把握することが可能となるように、各事業所の評価結果を公表しています。 公表されるのは評価講評、利用者調査の結果、事業評価の結果で、あらかじめ事業所が公表について同意した内容であり、評価結果に関する事業所のコメントもあわせて公表しています。事業者の評価結果は「とうきょう福祉ナビゲーション」でご覧いただけます。

項番	質問	回答
10	p.78にある認定調査員に対する研修について、詳しく知りたい。	2017年度は、新規調査員を対象とした新規研修(年4回)、現任研修(年1回)、各事業所に向く出張研修(年4回)を実施しました。主に調査項目の定義の確認や審査会委員の視点を共有することで、要介護認定の適正化を図りました。 2018年度以降も上記研修を継続することで、より適正な要介護認定となるよう努めます。
11	第5期、第6期の特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム整備数は。	特別養護老人ホームは、第5期(2012～2014年度)計画期間中に3施設309床が開設し、1施設20床が増床しました。また、第6期(2015～2017年度)計画期間中に1施設90床が開設し、1施設38床が増床しました。 認知症高齢者グループホームは、第5期(2012～2014年度)に4施設72人分、第6期(2015～2017年度)に3施設54人分が開設しました。

第4章 総事業費の見込みと保険料

項番	質問	回答
12	第6期と比較して、第7期の介護保険料はどのように改定されたか。	第7期の介護保険料月額基準額は5,450円(年額:65,400円)です。第6期の介護保険料月額基準額は5,390円(年額:64,600円)であり、月額基準額で60円増(年額:800円増)、約1.1%の増額となります。
13	全国、東京都の介護保険料と比較して、町田市の保険料はどうか。	全国の第7期介護保険料月額基準額平均は5,869円で、町田市の介護保険料月額基準額(5,450円)と比べ、419円高くなっております。また、都内の第7期介護保険料月額基準額平均は5,911円で、町田市の介護保険料月額基準額と比べ、461円高くなっております。
14	介護保険料月額基準額を増額せず、第6期の基準額に据え置いた自治体もあると聞かすが、町田市ではできなかったのか。	介護保険料は、介護保険法に基づき、計画期間3年間の保険給付費と地域支援事業費の事業費を推計し、それに法定負担率を乗じて1号保険料の必要額を算出し、被保険者数で除する(割る)ことで算出します。第6期計画と比較すると、高齢者人口の増加等により総事業費が増加し、第1号被保険者の負担割合も22%から23%に増加しているため保険料も増額することになります。なお、第7期では、介護給付費準備基金を取り崩して保険料の軽減を図っています。
15	介護保険料はどのように算出し決定されるのか。	介護保険料の算出にあたっては、認定者数(高齢者数)の予測、介護給付費と地域支援事業費の実績や施設整備計画をもとにしたサービス利用量の予測、更に制度改正の影響などを勘案して、計画期間中(3年間)の事業費(保険給付費・地域支援事業費)を推計します。次に、推計した3ヶ年の事業費をもとに算出した保険料必要額を被保険者数で割り、一人当たりの基準額を算出します。更に、基金の取り崩しによる軽減も加味して、介護保険料を決定します。

項番	質問	回答
16	第1号被保険者介護保険料について、所得段階を変更した意図は何か。	<p>第1号被保険者の介護保険料は、65歳以上の方全員にお支払いいただくことから、所得に応じた段階を設けて負担していただいております。</p> <p>第6期では、所得段階を12段階に設定し、所得水準に応じた保険料設定を行いました。</p> <p>第7期においても、近隣自治体の動向を勘案し、負担能力に応じた所得段階の設定とするため、所得段階を15段階とし、各段階の保険料率及び本人課税者層の所得金額を以下のとおり変更しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・段階数の設定を第6期の12段階から、第7期は新たに3段階を追加して15段階とします。 第13段階: 1, 100万円以上1, 300万円未満 第14段階: 1, 300万円以上1, 500万円未満 第15段階: 1, 500万円以上 ・所得水準に対する負担感を考慮して、次の段階の保険料率を変更します。 第4段階: 0. 80⇒0. 775(△0. 025) 第6段階: 1. 10⇒1. 075(△0. 025) 第7段階: 1. 25⇒1. 225(△0. 025) ・第9段階以上の所得要件及び保険料率の上昇幅が比例するように変更します。 所得要件200万円上昇に対し、保険料率0. 2上昇 <p>なお、第1段階について、国、都、市の公費を投入することにより第1段階の保険料率を0. 5%から0. 45%に軽減しています。(第6期から継続)</p>
17	第1号被保険者介護保険料の所得段階は、市の考えで設定できるものなのか。	<p>国から標準となる9段階の所得区分と保険料率が示され、これをもとに各保険者は地域の実情に応じて所得段階の設定をします。</p> <p>なお、第1段階から第5段階については、保険料率は変えられますが、所得要件は変えられないなど、一定のルールがあります。</p>
18	第1号被保険者介護保険料の1～5段階について、「合計所得金額+課税年金収入額」が「合計所得金額(特別控除後)+課税年金収入額-課税年金所得額」に変わっているが、なぜか。	<p>介護保険法施行令の改正による変更です。</p> <p>公的年金収入については、1月1日時点で64歳の方と65歳の方で控除額が異なります。これにより、収入が同じでも誕生日の違いだけで所得段階が異なってしまう状況がありました。このことを解消するために、今回の介護保険法施行令の改正により第1～第5段階の所得要件が「合計所得金額(特別控除後)-課税年金所得額+課税年金収入額」(合計所得金額(特別控除後)-課税年金所得額の結果がマイナスの場合は0に置き換えてから課税年金収入額を足します。)となりました。</p>

項番	質問	回答
19	第1号被保険者介護保険料の所得段階表にある「合計所得金額」に「特別控除後」という要件が加わっているが、どういうことか。	介護保険法施行令の改正による変更です。これまでの合計所得金額は、土地等を譲渡した際の収入は控除されず、その翌年の介護保険料が大幅に上がる方がいらっしゃいました。今回の介護保険法施行令の改正により、土地の売却収入等を所得として取り扱わないこととするよう、保険料段階の判定において、合計所得金額から租税特別措置法に規定される長期譲渡所得または短期譲渡所得に係る特別控除額を控除して得た額を用いることになりました。
20	要介護認定者数はどのように推計したのか。	各年10月1日時点を基準に新たに認定されるグループ(新規グループ)と前年度から継続して認定されるグループ(更新・区分変更グループ)を分けて、それぞれの合計を認定者総数の推計としています。各年の各要介護度の内訳は、「見える化システム(厚生労働省作成)」による2016年10月1日時点から2017年10月1日時点の各介護度の割合の推移をもとに推計しています。
21	どのような人が介護保険サービスの利用者負担割合が3割となるのか。	ご本人の合計所得金額が220万円以上で、かつ、同一世帯の65歳以上の方の「年金収入」と「その他の合計所得金額(合計所得金額から年金所得を引いた金額)」を足した金額から「分離譲渡所得にかかる特別控除額」を差し引いた金額が、単身の場合は340万円以上、お2人以上の場合は463万円以上で、介護保険サービスの利用者負担割合が3割となります。
22	介護保険サービスの利用者負担割合が3割となる人の基準にある「分離譲渡所得にかかる特別控除額」とは何か。	土地や建物を売却した際に発生する特別控除額です。

資料編・その他

項番	質問	回答
23	p.128「町田市高齢社会総合計画審議会」とは何か。	町田市高齢社会総合計画審議会は、町田市介護保険事業計画、町田市高齢者福祉計画の策定、進捗評価等を行う市の附属機関です。 学識経験者、保健・医療関係代表者、福祉関係事業者、福祉関係団体代表、町田市民で構成される20名の委員から構成されています。 第7期町田市介護保険事業計画の策定に向けては、2017年度中に計8回開催いたしました。
24	介護保険事業計画書の閲覧はどこでできるか。	町田市ホームページで閲覧、ダウンロードできるほか、町田市役所市庁舎1階高齢者福祉課窓口や、市立図書館、高齢者支援センター等で閲覧することができます。